

# 令和8年度 町民税・府民税 申告の手引き



◎問合せ 島本町役場 総務部 税務課  
(電話：075-962-5414・FAX：075-276-1552)

今回申告していただく所得は、令和7年中（令和7年1月から12月まで）に発生した所得です。

この申告書は、町民税・府民税および国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の賦課資料となるだけでなく、所得証明書や各種行政サービスを受ける上での基礎資料となります。

申告書は、昨年中に令和7年度分の町民税・府民税の申告（所得がない旨の申告を含む）をしていただいた方に、お送りしています。

書き方が分からない場合は、「◆申告に必要なもの」をお持ちのうえ、税務課までお越しください。また、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

## 申告期間・場所

令和8年2月16日（月）～3月16日（月）

※土・日、祝日を除く

<午前> 9:00～12:00 <午後> 12:45～17:30

島本町役場 税務課（役場庁舎2階）

窓口の混雑を避けるため、受付期間を2分割し、ご案内しています。指定させていただいた期間のご都合が悪い場合は、他の期間にお越しいただいても構いません。

## ◆申告が必要な方

令和8年1月1日現在、島本町内に住所のある方で、次のAまたはBのいずれかに該当する方

※ くわしくは、次ページ「申告が必要かどうかのフローチャートおよび公的年金等受給者の方へ」をご覧ください。

A 令和7年中に所得があった方

ただし、次のような方は申告不要です。

- (1) 所得税の確定申告書を税務署に提出した方
- (2) 勤務先や年金支払者から島本町に支払報告書が提出されている場合で、給与や公的年金等以外に所得がない方

※ 源泉徴収票に記載のない控除（医療費控除、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除、生命保険料控除など）を受けたい場合は、申告が必要です。

B 令和7年中に所得がなくても、次のいずれかに該当する方

- (1) 島本町内に在住の方の税法上の扶養となっていない方
- (2) 所得・課税（非課税）証明書が必要な方
- (3) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等の各種軽減措置を受ける方

## ◆申告に必要なもの

- (1) 町民税・府民税申告書
- (2) 令和7年中の所得の内容が分かるもの（給与や年金の源泉徴収票、その他の所得がある場合はその明細書など）
- (3) 各種控除を受けようとする方は支払額等を証する書類  
※ 国民年金保険料等に係る社会保険料控除を受ける場合は、社会保険料（国民年金保険料）の支払額を証する書類の添付または提示が必要です。  
※ 給与もしくは公的年金等の源泉徴収、給与の年末調整の際に源泉徴収義務者に提出または提示した場合は、添付または提示を要しません。
- (4) 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係書類および送金関係書類  
※ 国外居住親族が16歳未満であっても、町民税・府民税の非課税限度額の適用を受ける方やその親族に係る障害者控除を受けようとする方は、上記の関係書類の添付または提示が必要となります。
- (5) マイナンバーカード、もしくは、通知カード+運転免許証、公的医療保険の資格確認書など  
※ 配偶者控除、扶養控除、障害者控除や16歳未満の扶養親族を申告される場合は、その対象者のマイナンバーの記入が必要となります。
- (6) 委任状（代理人が提出する場合のみ）

## ◆郵送で提出する場合

【〒618-8570（住所記載不要）島本町役場 税務課 町民税担当 宛】

申告書の記入に不備がないことを確認したうえで、「◆申告に必要なもの」を郵送してください。

※ マイナンバー確認書類と本人確認書類は、写しを同封してください。

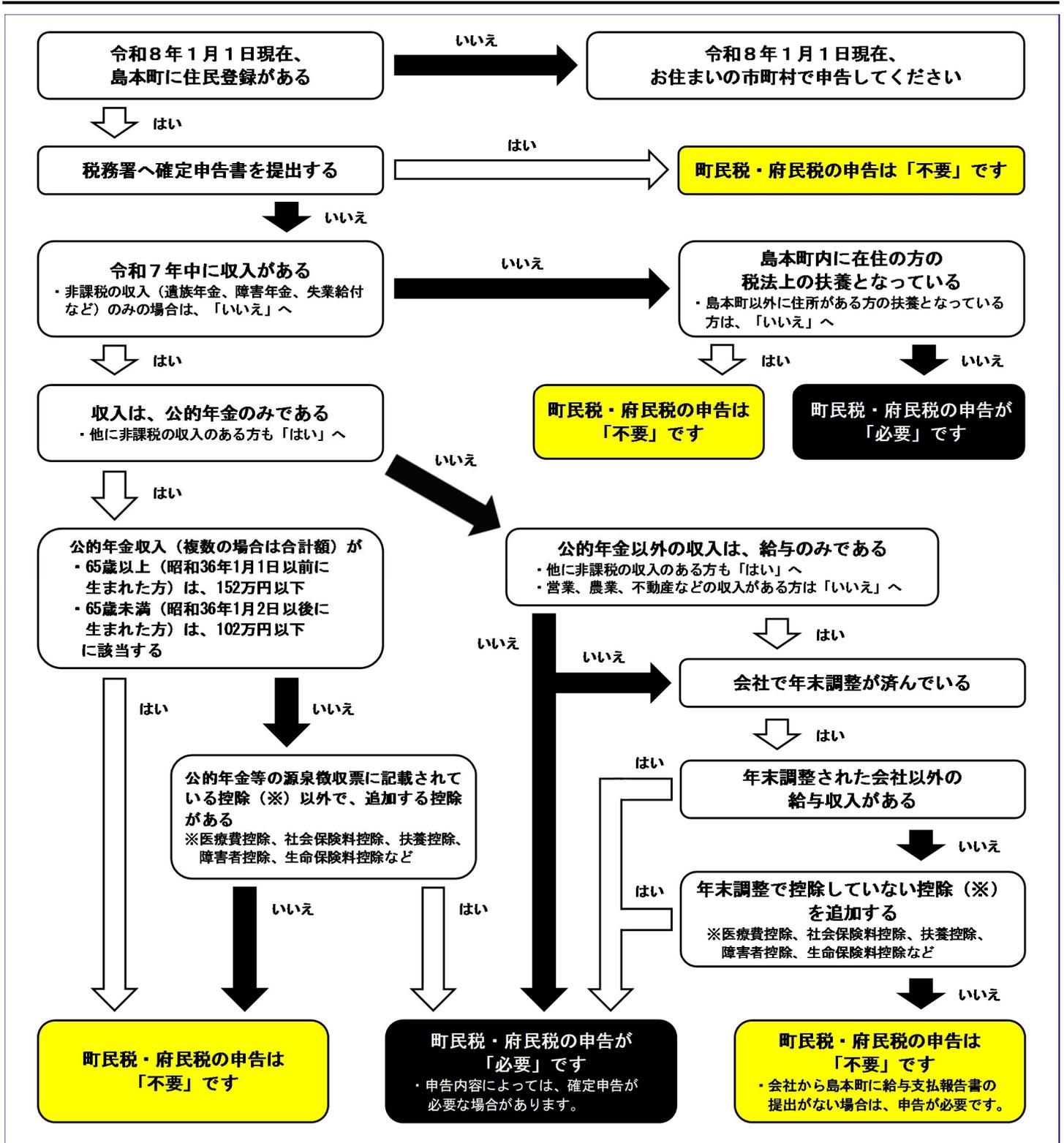
※ 提出された書類は、お返しできませんので予めご了承ください。

## ◆電子申告する場合

令和8年度（令和7年分）から、マイナンバーカードを利用してスマートフォン及びパソコンで町民税・府民税の電子申告が出来るようになりました。



# 申告が必要かどうかのフローチャート (※目安としてご利用ください)



## 公的年金等受給者の方へ

公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の方は、確定申告は不要ですが、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

また、確定申告をしない場合でも、町民税・府民税において「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除（※）を受けるには、町民税・府民税の申告が必要です。

※医療費控除、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除、生命保険料控除など

◆所得税の確定申告に関するお問い合わせは、**茨木税務署**（☎ 072-623-1131）まで

# 1 収入金額・所得金額

## ▼収入金額

前年中に収入した金額、収入すべき権利の確定した金額（売掛金、未収入家賃など）。

※給与・配当・原稿料・印税・外交員報酬などは手取額ではなく、所得税などが差し引かれる前の金額。

## ▼必要経費

前年中に収入を得るために支出した費用。

## ▼所得金額

収入金額からそれぞれの必要経費を差し引いた金額。

申告書の欄	収入・所得の種類	収入・所得の内容／添付書類	所得金額の計算方法
ア・①	事業 営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業のほか、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生じる所得 ※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。 【添付書類】収支内訳書	①所得金額＝ 収入金額ア－必要経費
イ・②	農業	農作物の生産、果樹などの栽培、養蚕、農家が兼営する家畜・家さんの飼育、酪農品の生産などから生じる所得 【添付書類】収支内訳書	②所得金額＝ 収入金額イ－必要経費
ウ・③	不動産	地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金などから生じる所得 ※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。 【添付書類】収支内訳書	③所得金額＝ 収入金額ウ－必要経費
エ・④	利子	公社債や預貯金の利子などによる所得 ※源泉分離課税分は、申告不要です。ただし、国外の銀行の利子等、源泉徴収されないものは、申告が必要です。 【添付書類】収入の分かるもの	④所得金額＝ 収入金額エ
オ・⑤	配当	法人から受ける剰余金や利益の配当などの所得、投資信託の分配金などの所得 ※申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」にも記入してください。 ※非上場株式等の配当所得は、申告が必要です。 【添付書類】収入と経費の分かるもの	⑤所得金額＝ 収入金額オ－必要経費 (株式の元本を取得するために要した負債の利子)
カ・⑥	給与	給料、俸給、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与などの所得 ※日給等で源泉徴収票がない方は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」の欄に記入し、その合計額を申告書表面のカに記入してください。 【添付書類】給与所得の源泉徴収票	⑥所得金額＝ 収入金額カ－給与所得控除額

### 【給与所得の速算表】

給与等の収入金額（カ）	給与所得の金額
0円 ～ 650,999円	0円
651,000円 ～ 1,899,999円	カ－650,000円
1,900,000円 ～ 3,599,999円	(カ÷4)×2.8－80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(カ÷4)×3.2－440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	カ×0.9－1,100,000円
8,500,000円 ～	カ－1,950,000円

※（カ÷4）は千円未満切捨て

● 所得金額調整控除

(1) 前年の給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合、次の計算式で算出された額が給与所得の金額から控除されます。

該当する方のみ、申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」に必要事項を記入してください。

- ① 本人が特別障害者に該当する
- ② 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

【控除額】(前年の給与等の収入金額 (1,000 万円を超える場合は 1,000 万円) - 850 万円) × 10%

(2) 給与所得および公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が 10 万円を超える場合

【控除額】前年の給与所得 (10 万円を超える場合は 10 万円) + 前年の公的年金等に係る雑所得 (10 万円を超える場合は 10 万円) - 10 万円

申告書の欄	収入・所得の種類	収入・所得の内容 / 添付書類		所得金額の計算方法
キ・⑦	公的年金等	国民年金、厚生年金、各共済組合金、企業年金、恩給などの所得 【添付書類】公的年金等の源泉徴収票		⑩所得金額=⑦+⑧+⑨ ・⑦=収入金額キ-公的年金等控除額 ・⑧=収入金額ク-必要経費 ・⑨=収入金額ケ-必要経費
ク・⑧	雑業務	原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得 【添付書類】収入と経費の分かるもの	※申告書裏面の「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」にも記入してください。	
ケ・⑨	その他	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの所得 【添付書類】収入と経費の分かるもの		

【公的年金等に係る雑所得の速算表】

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額(キ)	公的年金等に係る雑所得		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 S36.1.2 以後生まれ	0円 ~ 1,299,999円	キ - 600,000円	キ - 500,000円	キ - 400,000円
	1,300,000円 ~ 4,099,999円	キ × 0.75 - 275,000円	キ × 0.75 - 175,000円	キ × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	キ × 0.85 - 685,000円	キ × 0.85 - 585,000円	キ × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	キ × 0.95 - 1,455,000円	キ × 0.95 - 1,355,000円	キ × 0.95 - 1,255,000円
65歳以上 S36.1.1 以前生まれ	0円 ~ 3,299,999円	キ - 1,100,000円	キ - 1,000,000円	キ - 900,000円
	3,300,000円 ~ 4,099,999円	キ × 0.75 - 275,000円	キ × 0.75 - 175,000円	キ × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	キ × 0.85 - 685,000円	キ × 0.85 - 585,000円	キ × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	キ × 0.95 - 1,455,000円	キ × 0.95 - 1,355,000円	キ × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円 ~	キ - 1,955,000円	キ - 1,855,000円	キ - 1,755,000円

コサ・⑩	総合譲渡	自動車、機械器具、船舶などの資産の譲渡による所得 ※特別控除額は、短期と長期合わせて 50 万円までです。 ※コ(短期): 取得後 5 年以内の譲渡 ※サ(長期): 取得後 5 年超の譲渡	※申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも記入してください。 【添付書類】収入と経費の分かるもの	⑪所得金額=コ+{(サ+シ)×1/2} ・コ(総合譲渡短期)=収入金額-取得費等-特別控除額 ・サ(総合譲渡長期)=収入金額-取得費等-特別控除額 ・シ(一時)=収入金額-必要経費-特別控除額
シ・⑪	一時	賞金、懸賞金、競馬・競輪などの払戻金、生命保険の満期返戻金などの一時的な所得 ※特別控除額は、50 万円までです。		

2 所得控除(所得から差し引かれる金額)

申告書の欄	控除の種類	控除の内容 / 控除額等 / 添付書類等
⑬	社会保険料控除	介護保険料、健康保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、雇用保険料、厚生年金保険料および厚生年金基金の掛金、国民年金保険料および国民年金基金の掛金などを支払った場合

	控除額等 添付書類等	支払った保険料全額 国民年金保険料等に係る社会保険料控除を受ける場合は、「社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書」の添付または提示が必要（年末調整済の場合は、不要）																																																																																				
⑭	小規模企業共済 等掛金控除 控除額等 添付書類等	小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金・個人型 年金加入者掛金および心身障害者扶養共済の掛金がある場合 支払った掛金全額 支払額の証明書（年末調整済の場合は、不要）																																																																																				
⑮	生命保険料控除 控除額等 添付書類等	生命保険契約、簡易生命保険契約、農業協同組合など生命共済契約等の保険料、または個人 年金保険契約等の保険料を支払った場合 ● 新契約（平成24年1月1日以後に締結した契約） ※下の④新生命保険料、⑤新個人年金保険料、⑥介護医療保険料 ● 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した契約） ※下の⑦旧生命保険料、⑧旧個人年金保険料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">支払金額</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">控除額（小数点以下は、切上げ）</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">支払金額</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">控除額（小数点以下は、切上げ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～ 12,000円</td> <td style="text-align: center;">全額</td> <td style="text-align: center;">～ 15,000円</td> <td style="text-align: center;">全額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12,001円 ～ 32,000円</td> <td style="text-align: center;">支払金額の1/2+ 6,000円</td> <td style="text-align: center;">15,001円 ～ 40,000円</td> <td style="text-align: center;">支払金額の1/2+ 7,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">32,001円 ～ 56,000円</td> <td style="text-align: center;">支払金額の1/4+14,000円</td> <td style="text-align: center;">40,001円 ～ 70,000円</td> <td style="text-align: center;">支払金額の1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">56,001円 ～</td> <td style="text-align: center;">28,000円</td> <td style="text-align: center;">70,001円 ～</td> <td style="text-align: center;">35,000円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">上の表で算出した控除額</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">生命保険</td> <td style="width: 20%;">④新生命保険料</td> <td style="width: 20%;">(上限28,000円)</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⇒⇒⇒</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">④一般生命保険料控除額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⇒⇒⇒</td> <td rowspan="3" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">           生命保険料控除額            ④一般生命保険料控除額            +            ⑤個人年金保険料控除額            +            ⑥介護医療保険料控除額            (上限70,000円)            円         </td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑦旧生命保険料</td> <td>(上限35,000円)</td> <td>円</td> <td style="text-align: center;">⇒⇒⇒</td> <td style="text-align: center;">↑④⑦のうち一番大きい額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧両方ある場合 (A+B)</td> <td>(上限28,000円)</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個人年金</td> <td>⑤新個人年金保険料</td> <td>(上限28,000円)</td> <td>円</td> <td style="text-align: center;">⇒⇒⇒</td> <td style="text-align: center;">⑤個人年金保険料控除額</td> <td style="text-align: center;">⇒⇒⇒</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧旧個人年金保険料</td> <td>(上限35,000円)</td> <td>円</td> <td style="text-align: center;">⇒⇒⇒</td> <td style="text-align: center;">↑⑤⑧のうち一番大きい額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑨両方ある場合 (D+E)</td> <td>(上限28,000円)</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">介護医療</td> <td>⑥介護医療保険料</td> <td>(上限28,000円)</td> <td>円</td> <td style="text-align: center;">⇒⇒⇒⇒</td> <td style="text-align: center;">⑥介護医療保険料控除額</td> <td style="text-align: center;">⇒⇒⇒⇒</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">↑⑥の額</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	支払金額	控除額（小数点以下は、切上げ）	支払金額	控除額（小数点以下は、切上げ）	～ 12,000円	全額	～ 15,000円	全額	12,001円 ～ 32,000円	支払金額の1/2+ 6,000円	15,001円 ～ 40,000円	支払金額の1/2+ 7,500円	32,001円 ～ 56,000円	支払金額の1/4+14,000円	40,001円 ～ 70,000円	支払金額の1/4+17,500円	56,001円 ～	28,000円	70,001円 ～	35,000円	区分	上の表で算出した控除額	生命保険	④新生命保険料	(上限28,000円)	円	⇒⇒⇒	④一般生命保険料控除額	⇒⇒⇒	生命保険料控除額 ④一般生命保険料控除額 + ⑤個人年金保険料控除額 + ⑥介護医療保険料控除額 (上限70,000円) 円		⑦旧生命保険料	(上限35,000円)	円	⇒⇒⇒	↑④⑦のうち一番大きい額			⑧両方ある場合 (A+B)	(上限28,000円)	円				個人年金	⑤新個人年金保険料	(上限28,000円)	円	⇒⇒⇒	⑤個人年金保険料控除額	⇒⇒⇒			⑧旧個人年金保険料	(上限35,000円)	円	⇒⇒⇒	↑⑤⑧のうち一番大きい額				⑨両方ある場合 (D+E)	(上限28,000円)	円					介護医療	⑥介護医療保険料	(上限28,000円)	円	⇒⇒⇒⇒	⑥介護医療保険料控除額	⇒⇒⇒⇒							↑⑥の額		
支払金額	控除額（小数点以下は、切上げ）	支払金額	控除額（小数点以下は、切上げ）																																																																																			
～ 12,000円	全額	～ 15,000円	全額																																																																																			
12,001円 ～ 32,000円	支払金額の1/2+ 6,000円	15,001円 ～ 40,000円	支払金額の1/2+ 7,500円																																																																																			
32,001円 ～ 56,000円	支払金額の1/4+14,000円	40,001円 ～ 70,000円	支払金額の1/4+17,500円																																																																																			
56,001円 ～	28,000円	70,001円 ～	35,000円																																																																																			
区分	上の表で算出した控除額																																																																																					
生命保険	④新生命保険料	(上限28,000円)	円	⇒⇒⇒	④一般生命保険料控除額	⇒⇒⇒	生命保険料控除額 ④一般生命保険料控除額 + ⑤個人年金保険料控除額 + ⑥介護医療保険料控除額 (上限70,000円) 円																																																																															
	⑦旧生命保険料	(上限35,000円)	円	⇒⇒⇒	↑④⑦のうち一番大きい額																																																																																	
	⑧両方ある場合 (A+B)	(上限28,000円)	円																																																																																			
個人年金	⑤新個人年金保険料	(上限28,000円)	円	⇒⇒⇒	⑤個人年金保険料控除額	⇒⇒⇒																																																																																
	⑧旧個人年金保険料	(上限35,000円)	円	⇒⇒⇒	↑⑤⑧のうち一番大きい額																																																																																	
	⑨両方ある場合 (D+E)	(上限28,000円)	円																																																																																			
介護医療	⑥介護医療保険料	(上限28,000円)	円	⇒⇒⇒⇒	⑥介護医療保険料控除額	⇒⇒⇒⇒																																																																																
					↑⑥の額																																																																																	
⑯	地震保険料控除 控除額等 添付書類等	特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を支払った場合（平成18年12月31 日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料は、経過措置として地震保険 料控除の対象とすることができます。） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">支払った保険料の区分</td> <td style="width: 30%;">支払金額</td> <td style="width: 40%;">控除額（小数点以下は、切上げ）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">①支払った保険料が 地震保険料だけの場合</td> <td style="text-align: center;">～ 50,000円</td> <td style="text-align: center;">支払金額の1/2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50,001円 ～</td> <td style="text-align: center;">25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">②支払った保険料が 旧長期損害保険料だけの場合</td> <td style="text-align: center;">～ 5,000円</td> <td style="text-align: center;">全額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,001円 ～ 15,000円</td> <td style="text-align: center;">支払金額の1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15,001円 ～</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>①・②両方がある場合</td> <td colspan="2">①・②の控除額の合計額（限度額25,000円）。ただし、一つの損害保険 契約で両方を支払っている場合は、いずれか一方。</td> </tr> </table>	支払った保険料の区分	支払金額	控除額（小数点以下は、切上げ）	①支払った保険料が 地震保険料だけの場合	～ 50,000円	支払金額の1/2	50,001円 ～	25,000円	②支払った保険料が 旧長期損害保険料だけの場合	～ 5,000円	全額	5,001円 ～ 15,000円	支払金額の1/2+2,500円	15,001円 ～	10,000円	①・②両方がある場合	①・②の控除額の合計額（限度額25,000円）。ただし、一つの損害保険 契約で両方を支払っている場合は、いずれか一方。																																																																			
支払った保険料の区分	支払金額	控除額（小数点以下は、切上げ）																																																																																				
①支払った保険料が 地震保険料だけの場合	～ 50,000円	支払金額の1/2																																																																																				
	50,001円 ～	25,000円																																																																																				
②支払った保険料が 旧長期損害保険料だけの場合	～ 5,000円	全額																																																																																				
	5,001円 ～ 15,000円	支払金額の1/2+2,500円																																																																																				
	15,001円 ～	10,000円																																																																																				
①・②両方がある場合	①・②の控除額の合計額（限度額25,000円）。ただし、一つの損害保険 契約で両方を支払っている場合は、いずれか一方。																																																																																					
⑰	寡婦控除 控除額等	⑱のひとり親控除の要件に該当せず、次のいずれかに該当する方 (1) 夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、前年中の合計所得金額が500万 円以下の方 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない一定の方で、前年 中の合計所得金額が500万円以下の方 26万円																																																																																				
⑱	ひとり親控除 控除額等	婚姻していないまたは配偶者の生死の明らかでない方のうち、次の3つの要件すべてに当て はまる方 (1) その方と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいないこと (2) 生計を一にする子（前年中の合計所得金額が58万円以下）がいること (3) 前年中の合計所得金額が500万円以下であること 30万円																																																																																				
⑲	勤労学生控除 控除額等 添付書類等	大学、高等学校、盲学校などの学生や生徒（夜間、通信学生を含む）で、自己の勤労に基づ く合計所得金額が85万円以下であって、給与所得等以外の所得が10万円以下の場合 26万円 学生証または在学の証明書類																																																																																				

申告書の欄	控除の種類	控除の内容 / 控除額等 / 添付書類等																																											
㉑	障害者控除 控除額等 添付書類等	<p>あなたや控除対象配偶者、扶養親族が障害者や特別障害者である場合 ※障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。</p> <p>(1) 障害者（身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級など）の場合…26万円 (2) 特別障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など）の場合…30万円 (3) 同居特別障害者（特別障害者が同居）の場合…53万円 障害者手帳等</p>																																											
㉒	配偶者控除 控除額等	<p>前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする妻または夫（内縁関係は含みません）の前年中の合計所得金額が58万円以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者控除の種別</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>～900万円</th> <th>900万1円～950万円</th> <th>950万1円～1,000万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者控除の種別	納税義務者の合計所得金額			～900万円	900万1円～950万円	950万1円～1,000万円	配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円	老人	38万円	26万円	13万円																											
配偶者控除の種別	納税義務者の合計所得金額																																												
	～900万円	900万1円～950万円	950万1円～1,000万円																																										
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円																																									
	老人	38万円	26万円	13万円																																									
㉓	配偶者特別控除 控除額等	<p>前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>～900万円</th> <th>900万1円～950万円</th> <th>950万1円～1,000万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>580,001円～1,000,000円</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～1,050,000円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～1,100,000円</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～1,150,000円</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円～1,200,000円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円～1,250,000円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001円～1,300,000円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001円～1,330,000円</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>1,330,001円～</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			～900万円	900万1円～950万円	950万1円～1,000万円	580,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円	1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円	1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円	1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円	1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円	1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円	1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円	1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円	1,330,001円～	0円	0円	0円
配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																												
	～900万円	900万1円～950万円	950万1円～1,000万円																																										
580,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円																																										
1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円																																										
1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円																																										
1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円																																										
1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円																																										
1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円																																										
1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円																																										
1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円																																										
1,330,001円～	0円	0円	0円																																										
㉔	扶養控除 控除額等	<p>生計を一にする親族、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）、市町村長から養護を委託された老人のうち前年中の合計所得金額が58万円以下の場合。（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける方および事業専従者を除く）</p> <p>(1) 扶養親族のうち16歳以上（平成22年1月1日以前に生まれた方）1人につき…33万円 (2) 特定扶養親族19～22歳（平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前に生まれた方）1人につき…45万円 (3) 老人扶養親族70歳以上（昭和31年1月1日以前に生まれた方）1人につき…38万円 (4) 同居老親等扶養親族1人につき…45万円</p>																																											
㉕	特定親族特別控除 控除額等	<p>あなたに19～22歳（平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前に生まれた方）の親族等で合計所得金額58万円超123万円以下の方がいる場合（納税義務者の配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>親族等の合計所得金額</th> <th>納税義務者の特定親族特別控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>580,001円～950,000円</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>950,001円～1,000,000円</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～1,050,000円</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～1,100,000円</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～1,150,000円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円～1,200,000円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円～1,230,000円</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table>	親族等の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額	580,001円～950,000円	45万円	950,001円～1,000,000円	41万円	1,000,001円～1,050,000円	31万円	1,050,001円～1,100,000円	21万円	1,100,001円～1,150,000円	11万円	1,150,001円～1,200,000円	6万円	1,200,001円～1,230,000円	3万円																											
親族等の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額																																												
580,001円～950,000円	45万円																																												
950,001円～1,000,000円	41万円																																												
1,000,001円～1,050,000円	31万円																																												
1,050,001円～1,100,000円	21万円																																												
1,100,001円～1,150,000円	11万円																																												
1,150,001円～1,200,000円	6万円																																												
1,200,001円～1,230,000円	3万円																																												
㉖	基礎控除 控除額等	<p>すべての方に適用される控除（ただし、控除額の区分および所得制限あり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>～2,400万円</th> <th>2,400万1円～2,450万円</th> <th>2,450万1円～2,500万円</th> <th>2,500万1円～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43万円</td> <td>29万円</td> <td>15万円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	納税義務者の合計所得金額				～2,400万円	2,400万1円～2,450万円	2,450万1円～2,500万円	2,500万1円～	43万円	29万円	15万円	0円																															
納税義務者の合計所得金額																																													
～2,400万円	2,400万1円～2,450万円	2,450万1円～2,500万円	2,500万1円～																																										
43万円	29万円	15万円	0円																																										

申告書の欄	控除の種類	控除の内容 / 控除額等 / 添付書類等
㉗	雑損控除 控除額等  添付書類等	災害、盗難、または横領により住宅や家財などに損害を受けた場合 次の(1)・(2)のいずれか多い方の金額 (1) (損害金額－保険金などで補填される金額)－{(総所得金額＋退職所得金額＋山林所得金額)×10%} (2) (損害金額－保険金などで補填される金額)のうち災害関連支出の金額－5万円 損失額の明細・領収書など
㉘	医療費控除 控除額等  添付書類等	医師に支払った診察・治療費、病気のための医薬品の購入費、分べん費、はり、マッサージ代などが一定の金額以上ある場合 (支払った医療費－保険金などで補填される金額)－{(総所得金額＋特別控除前の申告分離課税の所得の合計額(繰越控除後)＋退職所得金額＋山林所得金額)×5%、または10万円とのいずれか小さい方の金額}の算出によって計算した金額。※限度額は、200万円です。 医療費控除の明細書 ※領収書は、提出不要(自宅で5年間保管要)
㉙	医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) 控除額等  添付書類等	次の一定の取組のいずれかを行っている方が、一定のスイッチOTC医薬品の購入費を支払った場合 <一定の取組>特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導、予防接種、定期健康診断(事業主検診)、健康診査(いわゆる人間ドック等)、がん検診など (支払った金額－保険金等で補填される額)－1万2千円 ※限度額は、8万8千円です。 ※一定の取組に係る費用は控除対象外です。 ※この特例を受ける場合には従来の医療費控除の適用はできません。 セルフメディケーション税制の明細書 ※一定の取組を受けていることを明らかにする書類は、提出不要(自宅で5年間保管要)

### 3 税額控除

#### ▼寄附金税額控除(申告書裏面の「14 寄附金に関する事項」)

以下の団体等に対する寄附金は、税額控除が受けられます。

- ① 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)(※1)

※1 総務大臣が指定した以外の地方団体に対する寄附金は、ふるさと納税の対象外となります。(所得税の所得控除および個人住民税の基本控除の対象にはなりません。)

- ② 住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字社支部に対する寄附金  
③ 大阪府・島本町が条例で指定する団体への寄附金

【添付書類】 領収書や控除書類等

### 4 その他の申告書に関する事項

#### ▼給与・公的年金等に係る所得以外の町民税・府民税の納税方法

給与や公的年金等に係る所得とそれ以外の所得がある方については、給与や公的年金等に係る所得以外の所得に対する町民税・府民税を、給与から差し引く(特別徴収)か自分で納付する(普通徴収)か選択できます。

申告書表面の「5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・府民税の納税方法」の欄の希望する方法の□にレ印を付けてください(どちらにも印がない場合は、特別徴収になります)。

#### ▼「11 事業専従者に関する事項」

あなたと生計を一にする配偶者やその他15歳以上の親族で、あなたの事業にその年を通じて6か月を超える期間もつぱら従事した方を、事業専従者として控除の対象にできます。

該当する場合は、その方の氏名、個人番号、続柄、専従者控除額等を記入してください。白色申告の場合は、その事業専従者1人につき、次の①か②のいずれか小さい方の金額を記入してください。

- ① 50万円(配偶者の場合は86万円)  
② (事業専従者控除額を差し引く前の所得金額)÷(事業専従者の数+1)

※ なお、事業専従者として申告した親族を配偶者控除、配偶者特別控除および扶養控除の対象とすることはできません。

## 令和 8 年度の町民税・府民税の主な改正点

### ◆給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額 190 万円以下の方に対する最低保障額が最大 10 万円引き上げられます。

なお、給与収入金額が 190 万円を超える場合の給与所得控除額に改正はありません。

### ◆同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額に係る要件等の引き上げ

各種扶養控除等に係る合計所得金額の所得要件が、次のとおり 10 万円引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円

### ◆特定親族特別控除の創設

特定親族特別控除が創設され、生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（配偶者および青色事業専従者等を除く）で、前年の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の方がいる場合に、段階的に所得控除の適用が受けられるようになります。

